

令和5年6月19日
財務部 経理課

(仮称)世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事に伴う工事監理業務の
損害賠償等の対応について

1 主旨

(仮称)世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事については、令和4年11月10日の企画総務常任委員会において工期延伸の報告、また、令和5年5月18日の企画総務委員会において工期延伸を踏まえ契約金額が確定したことに伴う専決処分の報告を行ったところである。

本工事契約の工期延伸については、配筋の変更報告を区に適切に行わなかった工事監理事業者の責めに帰すべきものであり、当該工事監理事業者に対して損害賠償請求および指名停止措置を行ったので報告する。

2 工期延伸となった工事

(1) 工事件名等

①仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事（以下「建築工事」）

1) 相手方

東京都世田谷区池尻二丁目13番3号

神興・中秀建設共同企業体

代表者 東京都世田谷区池尻二丁目13番3号

神興建設株式会社

代表者 山家茂夫

構成員 東京都世田谷区北烏山三丁目7番4号

株式会社中秀工業

代表者 中村大路

2) 契約金額

968,383,020円

②仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築電気設備工事（以下「電気設備工事」）

1) 相手方

東京都世田谷区経堂五丁目3番21号

株式会社電虎社

代表者 虎井孝祐

2) 契約金額

156,964,280円

③仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築機械設備工事（以下「機械設備工事」）

1) 相手方

東京都世田谷区瀬田四丁目24番13号

大橋エアシステム株式会社東京本店

代表者 富 松 啓

2) 契約金額

179,050,960円

(2) 延伸の要因

工事監理事業者が配筋に係る変更の報告を区に適切に行わなかつたことにより、工程の見直しが発生したため。

3 損害賠償請求等の対象の工事監理委託契約

(1) 契約件名

仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事に伴う工事監理業務委託

(2) 相手方

東京都中野区東中野三丁目20番10号

株式会社奥野設計東京本社

代表者 山 崎 貞 信

(3) 契約金額

25,509,000円

4 損害賠償請求について

(1) 理由

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の3件について、工事監理者の責めに帰すべき事由により、工期が令和5年2月3日から令和5年4月28日まで延伸となったことに伴い、追加の工事費用が発生し、区に損害が生じたため。

(2) 金額

7,150,000円（消費税相当分含む）

【内訳】

①建築工事の延伸に係る費用 4,741,000円（消費税相当分含む）

②電気設備工事の延伸に係る費用 1,232,000円（消費税相当分含む）

③機械設備工事の延伸に係る費用 1,177,000円（消費税相当分含む）

(3) 徴収方法

相手方に対し、契約約款に基づき、損害賠償金を徴収すること、また、当該賠償金については、既に履行がなされ、検査に合格した部分の支払い代金の一部との相殺となることを書面で通知した。

5 指名停止措置について

(1) 該当理由

区と締結した委託契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるため。（世田谷区指名停止基準別表第1第7号）

(2) 指名停止期間

発出の日（令和5年6月16日）から5箇月間

6 (参考) 経過

令和5年4月28日 工事しゅん工

令和5年5月31日 工事監理契約工期

令和5年6月 6日 検査実施

令和5年6月16日 工事監理者に対して損害賠償請求及び指名停止を通知